

⑥ 放課後児童クラブ春休み一時入所を受け付けます

各小学校の児童クラブでは、定員に空きがある場合に、3月25日（木）から4月5日（月）の春休み期間中（日曜日は除く）、家庭で保育できない児童をお預かりします。

【受け入れ可能】

春休み全期間 笠間小、稲田小、みなみ学園、北川根小、岩間第二小、岩間第三小

3月25日から31日まで 友部小、友部第二小、岩間第一小

※上記以外の児童クラブについては、定員に達しているため申し込みできません。

次の民間児童クラブをご利用ください。

民間児童クラブ がくどうともべ TEL 0296-78-4121 民間学童すまいる TEL 0296-77-6608

民間学童たんぼぼ TEL 0296-77-6608 学童エレナ TEL 0299-45-6116

アフタースクールケアキズナバ TEL 0296-85-6631

入所基準 共働き、疾病・障害等、家族の看護・介護、その他特別の理由があること

申込方法 申込書および保育できない証明書等（保護者数分）に必要な事項を記載のうえ、窓口で直接お申し込みください（FAX、郵送は不可）。必要書類は窓口に用意してあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。（トップページ⇒「放課後児童クラブ」で検索）

※定員の空き状況および申し込み状況により選考を行い、結果を通知します。

申込期限 2月26日（金）

申 子ども福祉課、各支所福祉課

問 子ども福祉課（内線164）

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、受入ができない可能性があります。

⑦ 中小企業事業資金利子補給金の申請書を再送しています

市では、笠間市融資制度（自治金融・振興金融）を利用している事業者に対して、支払利子の一部を補給金として交付します。2月上旬の申請期間中に申請を行わなかった対象者の方は、2月中旬に再度通知を発送しますので期間内に申請してください。3月1日（月）以降は、いかなる理由でも利子補給金の交付申請は受け付けできません。

申請期間 2月24日（水）～26日（金）午前9時～午後5時

場所 市役所本所1階 商工課（笠間市中央3-2-1）

必要書類 利子補給金交付申請書、2月中に発行した納税証明書（未納のない証明）

※対象でない方、また対象者の方であっても申請がない場合や市税に未納がある場合などには、利子補給金は交付できません。

※最近1か月の間に納付した市税がある場合は「領収書や通帳記帳面の写し等」を持参のうえ、納税証明書（未納のない証明）を申請してください。

問 商工課（内線511）

**令和3年3月31日で岩間支所内の常陽銀行派出所が廃止になります。
市税等は安全で安心な口座振替や金融機関、コンビニ、スマートフォン（PayPay、LINE Pay）を利用した納付が便利です。**